

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域及び区分（平成14年岩手県告示第902号の2）の一部を次のように改正する。

令和4年12月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	漁業の区分	加入区 の名称	区 域	漁業の区分
[略]			[略]		
大沢加 入区	下閉伊郡山田 町大沢の区域	1 総トン数10トン未満の漁船に より棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業 2 1以外の総トン数10トン未満 の漁船漁業 3 総トン数10トン以上20トン未 満の漁船漁業 4 定置漁業 5 雑魚磯建網等漁業	三陸や まだ加 入区	三陸やまだ漁 業協同組合の 地区	1 総トン数10トン未満の漁船漁 業 2 総トン数10トン以上20トン未 満の漁船漁業 3 定置漁業 4 雑魚磯建網等漁業
山田湾 加入区	下閉伊郡山田 町境田町、川 向町、中央町 、八幡町、後 楽町、飯岡、 長崎、北浜町 及び山田の区 域	1 総トン数20トン未満の漁船に より棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業 2 1以外の総トン数10トン未満 の漁船漁業 3 1以外の総トン数10トン以上 20トン未満の漁船漁業 4 雑魚磯建網等漁業			
織笠加 入区	下閉伊郡山田 町織笠の区域	1 総トン数10トン未満の漁船漁 業 2 小型いか釣り漁業 3 2以外の総トン数10トン以上 20トン未満の漁船漁業 4 定置漁業 5 雑魚磯建網等漁業			
大浦加 入区	下閉伊郡山田 町船越第18地 割から第23地 割までの区域	1 総トン数10トン未満の漁船に より専らはえ縄を使用してさけ をとることを目的とする漁業 2 1以外の総トン数10トン未満 の漁船漁業 3 総トン数10トン以上20トン未			

		<u>満の漁船漁業</u> <u>4 定置漁業</u> <u>5 雑魚磯建網等漁業</u>			
[略]			[略]		
綾里加 入区	[略]	1 [略] 2 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用していさだをとることを目的とする漁業 3～7 [略] <u>8 定置漁業</u> <u>9 [略]</u>	綾里加 入区	[略]	1 [略] 2 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用していさだをとることを目的とする漁業及び <u>定置漁業</u> 3～7 [略] <u>8 [略]</u>
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					